

茨城県主要農作物等奨励品種の改廃について

茨城県主要農作物等種子条例第7条第1項及び茨城県主要農作物等の種子の生産と供給に関する要綱第2の3の(5)の規定に基づく奨励品種の改廃を令和7年4月1日付けで次のとおりしたので公告する。

令和7年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 奨励品種から廃止（除外）する品種

（1）水稻「チヨニシキ」

本品種は早生、多収の作りやすい品種であり、業務用米として需要があることから、昭和60年に奨励品種に指定された。

需要が減退したことから令和6年に準奨励品種に改訂されたが、今後も作付の増加が見込まれないことから、準奨励品種から廃止（除外）する。